

社会福祉法人 青空 青空保育園

令和7年度 事業計画

本法人の理念「信（し）・愛（あ）・和（わ）・誠（せ）」を基軸として、「豊かな心と丈夫な体」「自分の目で見えて、自分の耳で聴いて、自分の頭で考えて、いきいきと行動できる子ども」を育てることを保育目標とし、以下の計画のとおり保育を行う。

1. 運営方針・重点目標

- (1) 地域社会とのつながりの強化、協働・共生の場づくり
 - ・一人ひとりの子どもの成長、発達を保護者との信頼関係を築きつつ、園児・保護者に寄り添った保育を行うと共に、保育体験・保育参観や行事等を通じて連携を強化する
 - ・地域社会に密接した保育の展開に努め、社会全体で子どもを育てる環境を整える
- (2) 一人ひとりの能力が発揮できる職場環境づくり
 - ・個々の得意分野がレベルアップできるよう積極的に外部研修へ参加し、内部研修で全体の資質向上を目指す
 - ・ICT機器がさらに活用できるよう、運用上の課題や問題等の把握と改善、日々の業務の定期的な見直しと効率化を図る
- (3) 人材育成
 - ・主任は定期的な個別ミーティングを実施し、それぞれの強みや課題に気づくサポートを行う
- (4) 健全経営による財政基盤の安定と透明性
 - ・保育室面積および近年の出生数の大幅な減少を加味し、今年度より定員を100名に変更する

2. 施設運営

① 児童・クラス編制

クラス名	年齢	児童数	保育士数
ひよこ	0歳	9	3～
さくらんぼ	1歳	18	3～
いちご	2歳	18	3～
もも	3歳	18	2
れもん	4歳	18	1
ぶどう	5歳	18	1
合 計		99～	13～

② 職員構成

	常勤	非常勤
園長	1	
副園長	1	
主任保育士	3	
保育士	15～	1～
保育助手	1～	
看護師	1	
事務・その他	3	

③ 安全管理

子ども一人ひとりの成長発達の個人差（個性）を考慮し、基本的な生活習慣を身につけながら豊かな成長が遂げられるよう、次の諸点に積極的に取り組む。

- ・ 日常養護と健康管理
- ・ 病気の予防と早期発見
- ・ 安全確保と事故防止
- ・ 健康増進と保健指導

④ 健康管理

保健行事	対象
内科健診	全園児（年2回） みらいえこどもと家族のクリニック
歯科健診	全園児（年2回） いくこ歯科
身体測定	全園児（毎月）

⑤ 年間行事

4月	入園・進級式 総合防災訓練、端午の節句	10月	運動会、交通安全教室、 ハロウィン
5月	内科・歯科検診、引き渡し訓練	11月	内科・歯科検診、総合防災訓練
6月	交通安全教室、プール開き	12月	生活発表会、クリスマス会
7月	七夕、夏祭り、お楽しみ会	1月	年賀式
8月	プール納め	2月	節分、交通安全教室
9月	敬老会	3月	ひな祭り、お別れ会、卒園式

毎月の行事： 誕生会・身体測定・避難訓練

5歳児の行事： 体操教室・書道教室

⑥ クラスの保育目標（目指す子どもの姿）

0歳児	<ul style="list-style-type: none"> ※生理的欲求の充実と健康増進を図る ※自らの欲求に応答され安心感の土台作り ※人への基本信頼を育てる 	3歳児	<ul style="list-style-type: none"> ※基本的な生活習慣の確立 ※保育者や友達との関りが広がり主体性を育む
-----	--	-----	---

1 歳児	※生活リズムの形成 ※保育者との触れ合いにより、心地よさ、安定感を得る	4 歳児	※運動・休息のバランスを図る ※様々な体験を通して自己肯定感を育てる
2 歳児	※適当な運動と休息の充実 ※保育者に寄り添われ、受容・共感されながら安定した信頼関係を築く	5 歳児	※健康・安全の意識を高める ※児童個々が主体的に活動し自信を持って行動できるようにする

3. 食事と食育

① 食育

- ・ 献立予定表の毎月配布（幼児食・アレルギー幼児食・離乳食・延長補食など）
- ・ 随時、掲示板に食に関わる情報を提供
- ・ 食事日より：青空保育園の食事の紹介や栄養情報などを年4回公開する
- ・ 0歳児：離乳開始時に離乳食会議を開き、子どもの食事の状況、離乳食への移行期献立などについて園長・主任・クラス担任・栄養士・看護師・調理員・食育係・保護者で話し合う
- ・ 月1回の給食会議において、献立に関する感想や反省や改善され提供された食事への感想・反省・さらなる改善案などを出し合い、より好まれる食事作りに取り組む
- ・ 食育を含め食全般についての勉強、話し合いの場としていく
- ・ 当日の給食写真を玄関に掲示
- ・ 自分たちで野菜の苗を植え、成長を見守りながら育てる楽しさを味わう
- ・ 育てた野菜を収穫し、給食の食材として利用する

② 離乳食に関して

- ・ 離乳の基本として個人差を考え、無理のない離乳を進める
- ・ 1歳児の食事：離乳食（完了食）後間もないので、12か月ぐらいまではそのまま離乳食（後期食）を準備し、さらに充実させる
- ・ アレルギー児の「食物除去」は各児童の症状に対応し、必要に応じ除去解除する

<離乳食の進め方>

- ・ 食べ易く；各児童の状態に適した形で提供し、手づかみ食べを十分にさせ、噛める子どもに
- ・ 栄養と食品のバランス：準備期間後、離乳食に穀類・タンパク質類を合わせる
- ・ 卵は、中期食まで使用しない
- ・ 薄味で調味料をなるべく使わず、素材の味を生かす

4. 安全管理

- ① 交通安全教育（年3回）
- ② 非常災害時の避難訓練（毎月）・総合防災訓練（年2回）
- ③ 引き渡し訓練（年1回）
- ④ 不審者対応訓練（年2回）

5. 職員の処遇

① 健康管理

- ・ 細菌検査 ・ノロウイルス検査（年12回）
- ・ 定期健康診断

② 職員会議

法人全会議	高齢者合同会議	保育単独会議
運営委員会 (年三回)	感染症対策会議	園長・リーダー会議 (毎月)
衛生委員会 (毎月)	交流委員会会議	職員会議 (毎月)
		クラス会議 (毎月)
		給食・食育会議 (毎月)

③ 研修

- ・ 外部研修：年2回以上（全職員）
- ・ 園内研修（オンライン研修）：（月1・2回）
- ・ 新人研修：（外部研修＋オンライン研修）（年12回）
- ・ リーダー研修（年6回）
- ・ 主任研修：外部研修（年1回）
- ・ 県社協主催（外部研修）：年10回
- ・ 夏期研修（外部研修）：各自の希望で二名派遣
- ・ 障害児保育研修年（外部研修）：年10回以上
- ・ 東部保育士会研修（外部研修）：年2回

6. 特別保育事業

① 一時預かり事業

家庭内の子育ての孤立解消の手助けと、保護者の都合により子育てが困難な場合に、一時的に保育支援を行う。

② 延長保育促進事業

仕事等により、保育時間内に迎えに来られない場合に必要に応じて保育支援を行う。

③ 地域活動推進事業

- ・ 世代間交流等事業
- ・ 異年齢児等交流事業

卒園児や地域社会の児童たちとの合同活動を通じ、子どもたちの社会性を養う

- ・ 中高校生保育体験事業・大学生 実習受け入れ事業

地域社会の中学生や高校生が子どもや家庭の大切さを理解できるよう、乳幼児とふれあう場を提供し、また、実習生の受け入れを行う

- ・ 子育て相談事業

在宅子育て家庭を対象として、親子の心身の健全育成と保護者の子育て力のアップを図る
 保育園（園庭を含む）を開放し、保護者からの相談を受ける日を設ける

④ 保育所一日保育体験事業

- ・ 保育園児の保護者が保育体験を行う事により、保護者の抱える悩みの相談窓口となり、必要に応じて関係機関との連携調整に努める
- ・ 日頃の保育の在り方を保護者に見て頂き意見交換の場を作る

⑤ 病後児保育事業

- ・ 保育園登園後、発熱児童や医療行為終了児童に対しての看護師と保育士による見守り保育と異変児童に対しての隔離保育や緊急医療受診を行う

⑥ 休日保育事業

- ・ 青空保育園園児、市内の他園の園児に限っての休日・祝日の保育希望者の保育を行う

7. 施設管理

- ① 事務関係
 - ・会計事務、管理事務
 - ・児童処遇事務（保育、給食、健康管理）
- ② 設備関係
 - ・固定遊具の点検（毎月）
 - 毎月点検（施設管理）
 - 業者点検（年1回）
- ③ 災害対策
 - ・避難訓練
 - 毎月1回
 - ・防災設備の点検委託
 - 年2回（内届け出1回）
 - ・非常食糧の備蓄
- ④ 不審者対応訓練
 - ・年2回実施（内1回は警察署との合同訓練）

8. 保護者にむけて

保育所および保育に対する理解と協力の促進

- ・年度始めの個別面談を通して保護者の保育方針などを把握し、ともに子どもの成長発達を支える
- ・各クラス、年2回以上の保育参観を促す
- ・運動会や生活発表会などへの保護者の協力を依頼する
- ・保護者会総会（年1回）、保護者会役員会（月1回程度）を開催する
- ・お知らせ（ホワイトボード・掲示板・一斉メールなど）
- ・「園だより（毎月1回発行）」
- ・「各クラスだより（毎月1回発行）」
- ・「保健だより（随時発行）」
- ・「献立表（離乳食・幼児・アレルギー）毎月1回発行」

9. 地域社会との連携協力

- ① 地域社会に開かれた保育園を目指すために、地域社会との関わりを積極的に持つ
- ② 近隣小学校との連携協力を密に保ち、就学前の年長組園児を中心に地域の小学校に出向き、小学生との交流を図る。また、これから就学する小学校の様子を見学することにより、幅広く小学校を理解するとともに、小学校入学への期待を膨らませる
- ③ 園庭開放 毎週日曜日午前10時～12時

10. その他

- ① 事業活動収支差額5%を本部に繰り入れる
- ② 年度当初の入所児童人数を定員の100%、当年9月以降は110%に近づけたい
- ③ 第三者評価の実施